市議会 9月定例会

市議会九月定例会は、九月十九日に招集され、二十六日までの八日間の会期で審議が行われました。

今回は、行政報告と昭和五十五年度一般会計の補正予算などが審議されました。

主な議決事件は、次のとおりです。

市議会9月定例会で行政報告をする石井市長（議場で）

行政報告の概要

○五十五年度の建設事業の発注状況は、次のとおりです。

・建設課

土木　二億九、一〇五万円　六五㌫

建築　五億四、七七五万円　九〇㌫

・都市開発課

街路　一、四〇〇万円　一七㌫

下水路　一、七〇〇万円　二〇㌫

公園　五〇〇万円　二二㌫

汚水処理　一億四、三〇〇万円　九〇㌫

野球場　〇万円　〇㌫

・水道課

第六次拡張　六億二、九〇〇万円　八六㌫

企業団委託　二億四、七〇〇万円　八四㌫

一般工務　一、九二二万円　七四㌫

○新新バイパス建設は、次のとおりです。

・第二工事区（競馬場線から東港線まで）

五十五年度予算

一五億六、〇〇〇万円

（用地買収は、本年度に完了し、明年度中に開通する予定）

福島潟放水路の橋は二か年継続工事として、放水路に先行して、施工します。

・第三工事区（東港線から新発田バイパスまで）

当初予定した六十年完成は、政府予算の関係で遅れる見込みです。

新発田川放水路の橋は、北陸地建と新潟県とで協議中であります。

○白新線の複線化工事は、国鉄信濃川工事局線増課長と協議したところ、国鉄財政窮迫のため、白新線複線化完成の時期は見とおせませんが、複線化により、明らかに利用者が増加することを、当局から認識してもらうことが必要です。

このため、新潟新発田間の関係市町と協議し、資料をまとめて、強力な運動を推進することにしています。

○上水道用水の確保について申し上げます。

現在の上水道は、人口五万四千人を対象としており、日量三万三千トンであります。今後は、現在の市街化区域により、人口は六万人を超え、給水も不足する状態が予想されます。

また、将来の十万都市を展望する場合、さらに、日量三万トンの水利権を確保しておく必要があります。

ただいま、新潟県では、阿賀野川支流の東蒲原郡上川村の常浪川に、多目的ダムの建設を計画中であります。そこで市としましては、その建設費のうち六億円を負担し、三万トンの水利権を確保しておきたいと考えています。

○市役所庁舎等建設計画審議会は、今まで四回の会議を開き、概ね、次のような意見をまとめました。

・市民の要望と必要性から体育館の建設を最優先とします。その位置は、トレーニングセンター、武道館、温水プール、室内プールを逐次併設できる面積を確保し、さらに、野球場、テニスコート、陸上競技場等を含む総合運動場とすることが望ましいということです。場所としましては、南運動公園を含む位置が考えられますが、さらに交通の便や用地買収の可能性等につき検討するものです。

・市役所の移転改築は必要でありますが、今後、単独の審議会を設け、検討審議をします。

・体育館に次いで、市民の要望の多いのは図書館でありますが、市役所移転後の現庁舎の転用を考慮するものです。

・保健衛生センターは、市役所庁舎に併設すべきであり、同時に検討いたします。

・社会福祉会館は、それに次ぐ順位とし、現在の総合計画実施期間に建設します。

・市民会館は、市の財政事業からみて、総合計画実施期間に建設することは困難であり、当分の間、体育館を併用します。

○市制施行十周年、それに新町建設二十五周年記念事業は概ね決定しました。

○特例市制運動以来の友好都市である北海道の登別市が八月三十日の豪雨により、家屋損壊十数戸、床上浸水約一千五百戸の被害を生じました。条例に基づき、災害見舞金より二十万円を贈りました。

○新発田農業高等学校が、甲子園で行われた全国高等学校野球選手権大会に出場しましたが、激励費として、予備費から三十万円を贈りました。

○豊栄郵便局の移転改築は、十月に着工し、明年九月上旬に完成する予定です。それに関連し、現在、木崎郵便局の区域である早通地区を豊栄局の区域に変更することにつき豊栄、木崎の両局長は合意しており、早通連合自治会は、その実現を陳情しています。私としましても、既に長野郵政局長に、その旨の意見を申し出ています。

○福島潟放水路は、延長六千二百㍍のうち三千八百㍍、三十七万七千七百六十九平方㍍を買収契約を終えました。今年度事業費予算は、十四億三

千万円でありますが、現在の達成率は六〇㌫、予算を全額消化した場合は、約六五㌫となる見込みです。この進捗状況ですと、五十八年度中に用地買収を終える予定です。

○新潟東港臨海工業地帯計画のうち、豊栄市地域（五十㌶）を縮少しないとともに、コンテナー基地や石炭輸入基地としての西水路を早期に建設することと、背後地としての用地確保は絶対に必要であります。このことについては、新潟県港湾振興会長と協議中であり、近く通産省や運輸省に陳情いたします。

○こまくさ乳児園の建設用地は、県住宅供給公社が建設中の豊栄団地内の市有地のうち六百六十平方㍍を分譲し、社会福祉法人として、公認保育所を建設する計画です。

○県養護施設の若草寮は、県において、駅裏に用地を買収し、今年度中に整地、明年度に建築する計画です。

四億二千万円の追加
一般会計補正予算

一般会計補正予算は、四億二千百三十五万二千円を追加し、歳入歳出ともに七十一億二千九百四十七万三千円になりました。

補正予算の主な点は、次のとおりです。

〈歳入〉

○　市税の増収見込額は、六千三百二万円です。市民税三千百五十七万円、電気税一千六百七十万円、固定資産税一千二百二十八万円などの増収見込みです。

○　地方交付税は、三千九百三十二万円の増です。

○　分担金及び負担金は、二千八百七十一万円を追加しました。保育料の追加です。

○　使用料及び手数料は、二百五十万円の追加です。

○　国庫支出金は、四百六十三万円の追加となります。

○　県支出金は、四千七百二十二万円追加しました。主なものは、農林水産業費県補助金です。

○　寄附金は、四百六十九万円追加しました。宅地開発整備協力寄附金が主なものです。

○　繰越金は、四千三百十万円を追加しました。

○　諸収入は、五百九十七万円の追加です。主なものは川岸土地区画整理保留地売払収入です。

○　市債は、一億八千二百二十万円の追加です。臨時地方道路整備債の八千九百万円、木崎野球場建設事業債七千五百二十万円などです。

〈歳出〉

○　総務費は、二千七百四十万円を追加しました。記念誌印刷代不足見込額の三百五十万円や国勢調査費の三百十九万円などです。

○　民生費は、一千三百二万円を追加しました。早通地区老人憩の家整備補助金の二百二十万円などです。

○　衛生費は、一千二百二十万円を追加しました。主なものは、大久保宅地排水路整備工事負担金の三百万円、旧新発田川浚せつ工事負担金の三百万円などです。

○　農林水産業費は、四千五百十九万円を追加しました。地域農業生産総合振興事業補助金は、一千四百九十万円でしたが、共同作業場兼農機具格納庫は、五百四十四万円減額しました。地域農政整備事業補助金は、五千四百八十九万円、農地流動化奨励費交付金不足見込額は、三百十一万円でした。

○　土木費は、一億一千百九十三万円を追加しました。道路新設改良費の工事請負費八千二百万円、負担金補助及び交付金五百六十六万円でした。都市下水路建設費の工事請負費は七百万円でした。

○　消防費は、一千五百十三万円の追加でした。小型ポンプ付積載車（二台）五百六十万円などです。

○　教育費は、一億九千五百万円を追加しました。小学校費の学校管理費の工事請負費は六百十万円、中学校費では、学校管理費の工事請負費は五百万円です。博物館の展示整備委託料は、二千八百万円、木崎野球場建設費は、一億一千五百十八万円でした。

国保特別会計補正予算

国民健康保険特別会計の補正予算は、五千三百七十七万二千円を追加し、歳入歳出ともに十三億八千四百四十二万二千円になりました。

歳入では、繰越金を五千三百七十七万二千円追加しました。

歳出では、諸支出金一千百三十六万一千円、予備費四千二百三十一万一千円が、主な追加額です。

水道事業会計補正予算

水道事業会計補正予算での収益的収支は、収入で一千百二十二万五千円を追加し、七億七千九百七十七万四千円となり、支出で一千百三十七万五千円を追加し、七億六千六百九十六万九千円になりました。

また、資本的収支では、収入が九百九万一千円を追加し八億六千八百十七万八千円、支出が九百九万一千円を追加し、九億八千四百八十二万六千円になりました。

水防協議会条例を制定

水防法に基づき、水防協議会条例が制定されました。この協議会は、市の水防計画やその他の水防に関する重要事項の調査や審議を行います。

消防職員の定数を増員

消防署の長浦岡方出張所設置に備え、消防職員の定員が現行の四十八人から五十二人に改められました。

決算審査特別委員会を構成

各会計の五十四年度決算の認定は、九月市議会に提出されましたが、議会では、この審査に当たるため、全員による決算審査特別委員会を構成しました。

特別委員会では、総務文教、社会経済、建設の三常任委員会ごとに所管部門の決算を審査し、十二月定例議会までには、決算認定の結論を出す見込みです。

なお、特別委員会の委員長には、畠山栄喜太委員、副委員長には山田薫委員が選出されました。

市営住宅の管理条例の一部を改正

市営住宅の管理条例の一部が改正されました。

この改正は、政令の改正に伴うもので、今までは、単身者では入居できませんでしたが、十月一日からは、六十歳（女子については五十歳）以上の人や身体障害者など、特に居住の安定を図る必要がある人は入居できます。